

NPO 法人ガーデンシティ 舞多聞倶楽部集会施設利用規則

1. 目的

NPO 法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部（以下当法人）集会施設は当法人が保有する「舞多聞まちづくり館（以下まち館）」及び「舞多聞.comu 館（以下コム館）」並に「屋外空間」です。

当法人は、舞多聞及び周辺地域住民の持続可能な地域コミュニティ創造活動を支援する「コミュニティ・スペースの管理運営事業」の一環として、地域住民の方々が多様な利活用を当該集会施設において行うことに寄与します。

2. 利用者

当該集会施設の利用者は、団体・個人（以下団体等）を問わず当法人の会員であること及び上記の目的に沿った活動を行う団体等であること。

当法人の会員申込みは様式-1 に所定の記入を行ない当法人事務局（まち館内事務室）に年会費の納入とともに申し込んでください。

会員は、総会で議決権を持つ正会員及び議決権を持たない賛助会員の区分があり、どちらかを選択してください。

3. 利用の範囲

当該施設の利用は、地域住民のコミュニティ活動や文化活動及び各種教室等多様な活動に対し利用を許可するものとし、以下の利用を認めません。

- （１）冠婚葬祭
- （２）政治・宗教活動
- （３）秩序または風俗を乱すおそれがあるとき
- （４）近隣への日常生活に支障を来たすおそれがあるとき
- （５）営利収益を主たる目的とするとき
- （６）当施設や備品等を汚損または損傷するおそれがあるとき
- （７）管理上支障があるとき
- （８）その他当法人理事会で不適切と判断したとき

4. 利用方法

- （１）当該集会施設の利用を希望する団体等は、

事前に下記①HP 掲載の集会施設利用状況を確認の上、
様式-2「舞多聞まちづくり館.comu 館利用申込書」に必要事項を記入し、

下記②e-mail アドレスに電子メールで提出し、
利用許可(事務局から電子メールで返信します)を得てください。

なお、利用のキャンセルまたは日時の変更は、

前日 17 時までに電子メールで前述②に通知してください。所定の通知を行わずキャン

セルされた場合は申込書に記載の利用料を納めて頂きます。

① 舞多聞ふれあいのまちづくり協議会 HP

「MyTown 舞多聞」（アドレス：maitamon-kobe.com） → 「施設利用」

② NPO 法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部事務局

e-mail アドレス： yoyaku@maitamon.org

所在： まち館内事務室（舞多聞東3-4-3）

（2）利用料金の納入

原則、利用当日までに以下のいずれかの方法でお願いします。

①当法人事務局に持参

以下曜日・時間での納入をお願いします。

月曜日 水曜日 19時～21時

木曜日 金曜日 10時～14時

※火・土・日の対応又は担当者不在につき納入できなかった場合は、施設利用後適宜
納入願います。

②銀行振り込み

(1)三井住友銀行 垂水支店 371 普通 6054455

エヌピーオーハウジングガーデンシティマイタモンクラブ

(2)ゆうちょ銀行 14300-95681441

エヌピーオーハウジングガーデンシティマイタモンクラブ

【お振込み要領】

①お振込み人の名義を下記に変更してくださいよう、お願い申し上げます。

お振り込み人名義変更例：

ご利用の日付（または〇月分） ご利用団体名 代表者名

例1：1/4 B ジチカイ タルミタロウ

例2：1 ガツ 2 ガツブン タモンノカイ ニワノハナコ

②銀行への振り込みが完了しましたら、振込日と振込内容、振込先金融機関を当法人

のメールアドレス yoyaku@maitamon.org まで振込済のご連絡をお願いいたします。

メール文面例：

ゆうちょに 1/4 の B 自治会から、まちづくり館の利用代金〇〇〇を 1/10 に振り

込みました。 タルミタロウ

【領収書について】

- ・振り込みにてお支払いの場合、原則として金融機関の振込記録を領収書に代えさせていただきます。

- ・手書きの領収書が必要な場合

お振込み後にメールにて「但し書き」を添えてお申し付けください。日数が掛かりますが、発行後なるべくスムーズにお渡しできるようにメールにてお返事を差し上げたいと思います。

（３）施設の開錠及び施錠

開錠（概ね 9:15）及び閉場（概ね 21:15）は、当法人担当者が行ないますので所定の時間にご利用ください。

なお、当法人の都合で所定の時間に開閉錠出来ない場合は、事前に利用団体等の方にカギをお渡し等いたしますので利用時施設の開閉錠を行なった後、まち館事務室入口横の郵便受けに投函等の返却を願います。

（４）利用後の確認

清掃等整理整頓、照明・空調のスイッチを切り忘れ物の確認を行い、退室してください。

5. 利用時間・利用場所

(1) 利用時間は原則 2.5 時間とし詳細は下表と通りです。

区分	時間帯	備考
①	9:30 ~ 12:00	連続利用出来ます。
②	12:30 ~ 15:00	
③	15:30 ~ 18:00	
④	18:30 ~ 21:00	

利用開始及び終了時間の前後 15 分間は利用者の入退出及び準備片付け時間としています。

※任意の時間帯利用を希望する場合は、区分①から④の利用時間に支障がないとみとめる場合のみ利用が可能です。事前に事務局に相談してください。

(2) 利用場所(施設内容) 別図参照

名称	略称(記号)	面積	備品等	備考
まちづくり館	まち館 (m)	64 m ²	移動白板・プロジェクター・スクリーン・卓球台	有料収納庫有り 土足利用
.comu 館 2F 会議室	コム館 Cs 室(Cs)	32 m ²	モニター	有料ロッカー(鍵付)有 土足不可 階段下が下足場
	コム館 Cn 室(Cn)	27 m ²	移動白板	
	コム館 Cw 室(Cw)	32 m ²		
comu 館 2F 共用	ギャラリー	—	共用トイレ・シンク	
.comu 館 1F 共用	交流スペース (Cf)	約 40 m ²	モニター 薪ストーブ 共用トイレ(車イス利用可)・シンク	土足利用
まちづくり館	事務室	16 m ²	インクジェットカラー複写機(A3 可)	まち館利用者の シンク利用可
屋外空間	緑の広場	約 65 m ²	竈・鍋等	火を使う場合は事前に近隣了解必要

- ・机椅子・白板は利用規模に応じ利用団体等で室館移動を行なってください。
- ・コム館 2F 利用の備え付けスリッパの数には限りがあるためご持参願います。
- ・白板用マーカーは、持参または事務局に申出ください。
- ・屋外で火を利用する場合は、事前に利用の目的・内容・人数・時間帯・その他を記入した企画書(任意様式)を提出しいただき、当法人が近隣の了解を得た後に利用届を受付けます。

6. 利用料金

利用料金は下表による。

対象 団体等	① ふれあいのまちづくり協議会及び部 会として申込みのあった会員 ② 自治会及び準備会として申込みのあ った会員 ③ ①②の関連サークル等として申込み のあった会員 ④ NPO 法人が認めた特定会員		⑤ ①②③④以外の 団体等会員	備考 ③は、 ①②の団体の承 認が必要	
利用規模	適宜。但し少人数（7 人未満）の場合は利用料の割引あり				
支払法	原則暦月単位。原則利用日までに関法人事務局へ直接納入				
利用料金			①②③④の団体等	⑤団体等	備考
	まち館（m）		1,700 円	3,000 円	1 区分(2.5hr)/1 室 当り ※1 区分以外の時 間は別途設定
	コム館(Cs,n,w)		1,500 円	2,800 円	
	コム館(Cf)		1,150 円	2,100 円	
	少人数 割引	まち館(m)	1,100 円	1,800 円	
		コム館 (Cs,n,w)	900 円	1,600 円	
		コム館(Cf)	700 円	1,200 円	
オプション？ 屋外空 間		300 円	500 円	1 区分当り まち館利用とセット	
備品等 利用料金	プロジェクター： 200 円/回 ロッカー(鍵付)：大 700 円/月 小 400 円/月			まち館収納施設 は別途設定	

7. 利用団体等の責任

利用団体等は、善良なる管理者の注意義務を負い、照明及び空調のスイッチ、火元（室内禁煙）後片付け清掃、窓の開閉等に注意するとともに、備品什器等を大切に使用する等、格段の注意を払ってください。なお、破損、汚損等については原状回復に要する費用の負担を原因者等に行なって頂きます。利用後の整理が不十分な場合、他の利用者及び近隣に迷惑行為等があった場合は以後の利用を認めないことがあります。

8. 利用上の注意

- （１）利用を許可されていない部屋を使用しないこと
- （２）騒音または大声を発しないこと（特に夜間）
- （３）他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- （４）当施設、備品等を汚損または損傷しないこと
- （５）利用日及び利用時間を遵守すること
- （６）利用後室内の清掃をおこなうこと（利用時に発生させたゴミは持ち帰り願います。）

(7) 駐車場（下図参照）

【下側（コンクリート）の駐車スペースについて】

各利用団体等に 1 台の駐車スペースを用意しております。（まち館南駐車場：出入口学園線）4台分の駐車が可能になるよう、ご利用の方は駐車位置に配慮してご利用ください。

（：まち館南駐車場で移動販売を行なっている場合は駐車出来ません。）

なお、資材の搬出入、ハンディキャップ利用等特段の理由がある場合は、指定の場所への駐車を認める場合がありますので事前に事務局と相談してください。

【上側（砂利）の駐車スペースについて】

平日および土曜日の AM6:30~PM7:30 まで、当法人が発行した駐車許可証を貼付した車両のみ駐車可能とします。一般の方は駐車できませんのでご注意ください。月曜から土曜日 PM7:30 以降及び日曜日および祝日は当面従来通りとしますが、利用者数に対してスペースが限られていることもあり、できるだけお車でのご来館はお控えください。

【まち館、コム館前の広場】

駐車は原則出来ません。送迎のための乗り入れは可能ですが車両間、利用者との事故のないよう十分注意を行ない、かつ速やかに退場してください。

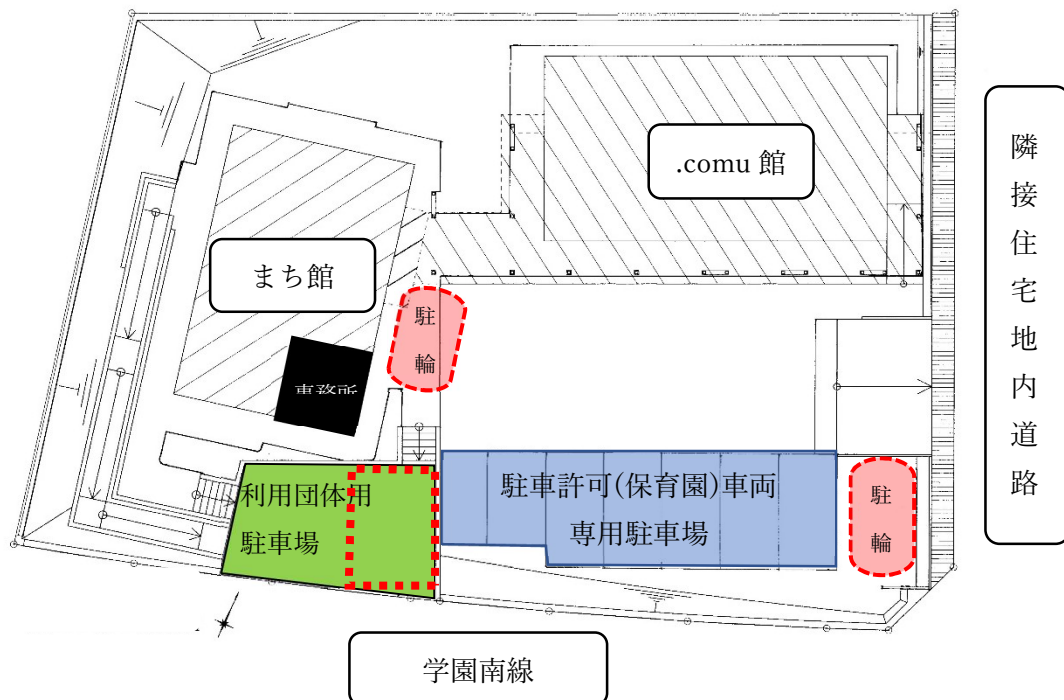
【学園南線】

駐車禁止となっています。また、隣接住宅地内道路への駐車は絶対に行なわないでください。

(8) 駐輪場（下図参照）

建物周り等利用者に支障のない場所に秩序良く駐輪してください。

下図  を参照し、歩行者及び車両の出入りに邪魔にならない位置に駐輪してください。



(9) その他

当施設の運営上不適当な行為をしないこと

9. その他

- (1) 施設内での事故、盗難等については、自己責任で対応願います。
- (2) コム館 1F の交流スペースは、特定団体利用時以外は自由にご利用できます。地域の方々の交流にご利用ください。
- (3) 当該集会施設の利用者（会員）は行事及び教室等のお知らせ・紹介を当法人 HP 及び掲示板・掲示ラックに掲載等出来ますので当法人事務局に申出ください。
- (4) 申込された利用時間(前後 15 分間含む)外で10時から18時までは、地域子ども達に自由利用をさせています。

利用時に子ども達の退去が遅れている場合は、子ども達に速やかに清掃を行ない退去するようご指導をお願いいたします。

(5) 閉館日について

12月29日から1月4日の7日間です。

12月29日は、全館大掃除を行います。施設をご利用いただいている会員の参加を歓迎いたします。

(6) 開館時間について

原則として、9時から21時です。

なお、開閉館の前後の15分間で入退室及び準備片付けを行ってください。

特例として、事務局が認めた時間もあります。

(7) 夜間の隣接住宅地の環境保全への配慮

夜間の施設利用者の屋外での行動に、近隣住民からの苦情が寄せられるケースが発生しております。

21時以降、利用会員は以下のルールを厳守してください。

① 21時以降屋外での会話は慎むこと（送迎の保護者の方等にも徹底御願います）。

② 21時15分までに速やかに施設（屋外を含む）から退去してください。

なお、特例として21時30分まで利用する会員は、極力短時間で退去してください。

③ 駐車場利用(広場も含む)の車両は、エンジン、ライトを切ってください。

21時以降は駐車場及び広場への侵入利用ができませんのでお迎えの車は駐車場所を各自で、確保してください。

Or

特例で21時30分まで利用する会員はお迎えの車を速やかに退去させてください。

(8) 緊急閉館

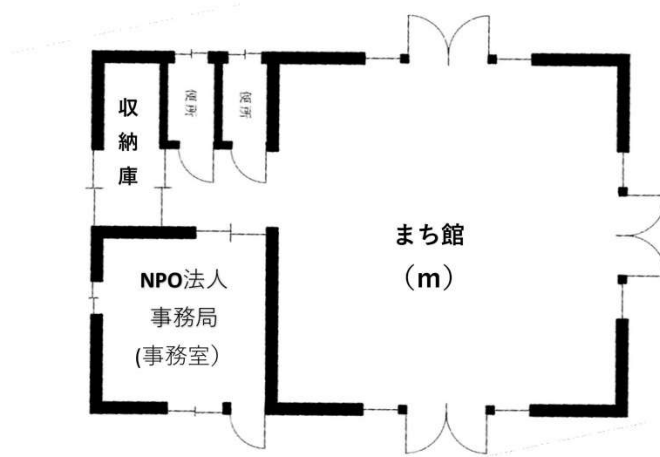
気象庁より暴風警報、暴風雨警報、及び特別警報（大雨警報等、波浪、高潮特別警報は含まれません）が発令されている時間帯は、閉館します。

10. 補足

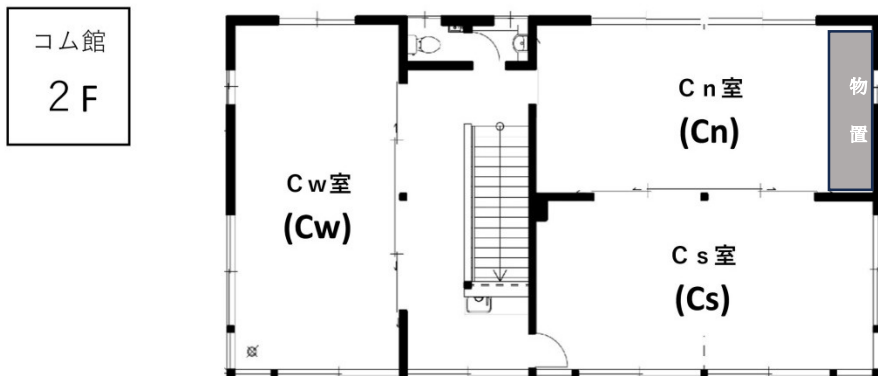
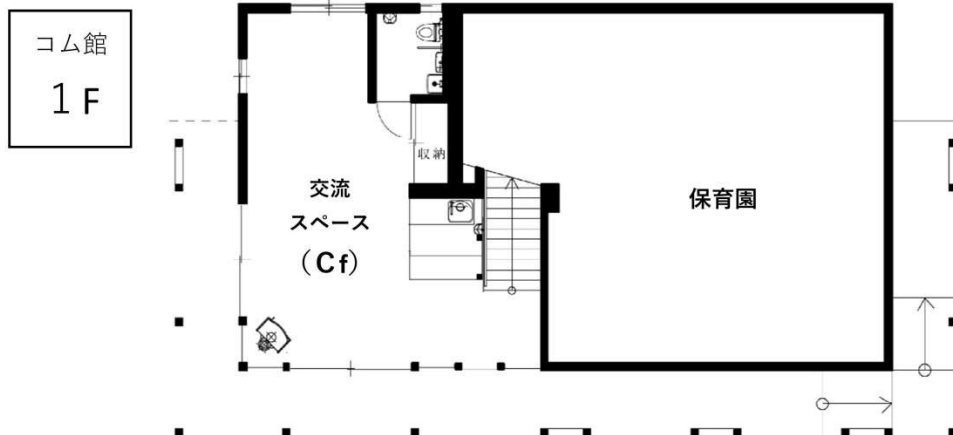
- (1) この規則は令和7年5月30日から適用します。

以上

舞多間まちづくり館（まち館）



舞多間.comu館（コム館）



申込日 令和 年 月 日

お申し込み : NPO法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部事務局 (舞多聞まちづくり館事務室)
お問い合わせ : E-Mail: npo@maitamon.org 又は yoyaku@maitamon.org (2024.10.1版)

舞多聞 まちづくり館 .comu館 利用申込書

NPO法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部 様

申請者 住所
氏名

舞多聞集会施設等利用規則を遵守し、下記の通り当該施設利用を申込みします。

記

利用団体名					利用人数		人	
利用部屋	☐	まちづくり館	.comu館	☐	Cn	☐	Cs	プロジェクター
				☐	Cw	☐	Cf	☐ 利用
利用時間	月 日	(曜日)	☐	①9:30~12:00		☐	②12:30~15:00	
			☐	③15:30~18:00		☐	④18:30~21:00	
			☐	⑤ : ~ :		(時間)		
利用目的					利用料	円		

※ ☐ の枠内を記入してください
 ※※ 対象の口を■に塗りつぶしてください

舞多聞 まちづくり館 .comu館 利用許可書

様

NPO法人ガーデンシティ舞多聞倶楽部 印

下記の通り舞多聞集会施設等の利用を許可します。

記

利用団体名					利用人数		人	
利用部屋	☐	まちづくり館	.comu館	☐	Cn	☐	Cs	プロジェクター
				☐	Cw	☐	Cf	☐ 利用
利用時間	月 日	(曜日)	☐	①9:30~12:00		☐	②12:30~15:00	
			☐	③15:30~18:00		☐	④18:30~21:00	
			☐	⑤ : ~ :		(時間)		
利用目的					利用料	円		

※

利用後は清掃等を行い照明、空調器のスイッチを切り退室してください。
 また、管理者より最終退館者としてカギを渡された利用団体の方は、館出入口の扉の施錠を行い、
 カギはまちづくり館の郵便受けに投函してください